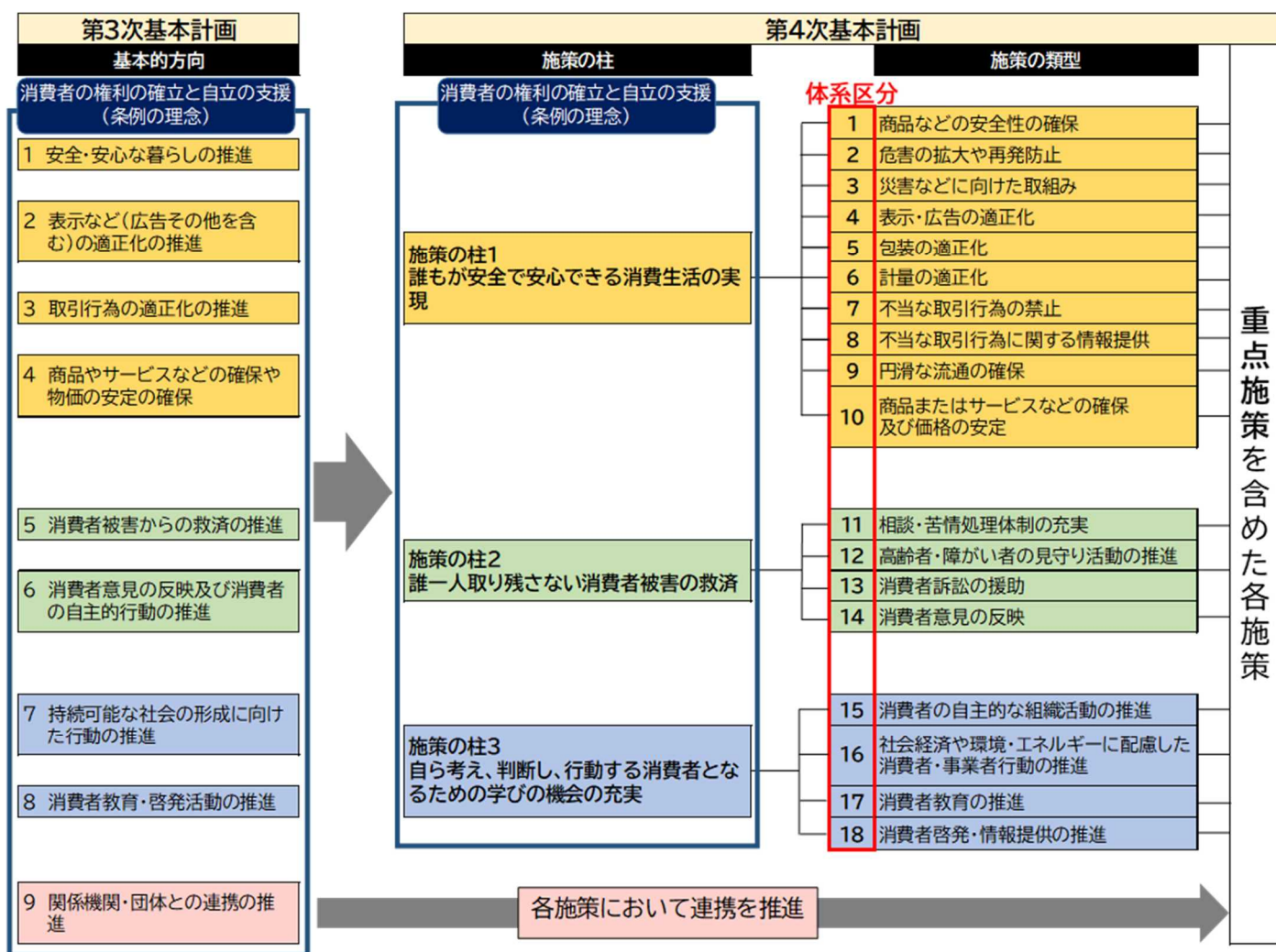


## 第4次消費者基本計画の体系（参考）

第4次札幌市消費者基本計画では、第3次札幌市消費者基本計画において、消費生活条例の理念である「消費者の権利の確立と自立の支援」に基づき設定した9つの基本的方向を分野ごとに分け、それぞれの分野における取組の理念を表した3つの「施策の柱」を掲げています。

各施策の柱には、消費者問題の現状と課題から特に重点的に取組むべき施策として「重点施策」を設定し、各部局にまたがっている各施策と連携して消費者施策を推進していきます。



消費者被害の「未然防止」・「救済」・「拡大防止」これらの3つの概念を司る「施策の柱」の取組みを連動させて行うことで、被害の発生から発見・救済・注意喚起までを迅速に実施し、被害の拡大を最小限に留めます。

